

## 会 議 録

全部記録     要点記録

<b>1 会議名</b>	姫路市職員倫理審査会
<b>2 開催日時</b>	平成30年4月18日（水曜日） 14時00分～14時55分
<b>3 開催場所</b>	姫路市役所 本庁10階 第2会議室
<b>4 出席者又は欠席者名</b>	（出席者）姫路市職員倫理審査会委員5名 （事務局）総務局長、総務部長、職員倫理課長、職員倫理課課長補佐、職員倫理課主任
<b>5 傍聴の可否及び傍聴人数</b>	傍聴可、傍聴人1名
<b>6 議題又は案件及び結論等</b>	1 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出 2 平成29年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則）の運用状況について
<b>7 会議の全部内容又は進行記録</b>	詳細については別紙参照

	<p>1 開会（14：00） （委員紹介 及び 会議成立確認）</p> <p>2 姫路市職員倫理審査会会長及び副会長の選出 （委員互選により会長及び副会長選出）</p> <p>3 平成29年度における姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（規則） の運用状況について</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明の前にお諮りしたい。</p> <p>手元に、本日の資料として資料1、資料2、資料3の3種類の資料が配布されているが、特に資料3については、現在進行中の事案であるとともに、姫路市情報公開条例の観点からも実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある部分も含まれている。本審査会の規則でも、特に必要と認める場合には非公開とすることができるので、資料1と資料2は公開として、資料3に係る部分については非公開とさせてもらいたいと思うが、それで良いか。</p>
<p>委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より資料1及び資料2について説明をお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局から資料1、資料2の説明》</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明に関し、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>資料2であるが、平成29年度以前から継続している事案があるのではないかと。また、要望の中身についても正当な要求であるのか無茶苦茶な要求であるのか分析してみてもどうか。そうすれば、ハードクレイマーも少しは理解するのではないかと。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初の質問であるが、この中には平成29年度のみならず、前年度以前から引き続き同様の行為を行っている者も一部含まれている。また、不当要求行為にも、正しいことを言っているが暴行や脅迫を伴うものなどの手段が不当なものと、違法なことを求めて</p>

	<p>きたり市に権限が無いことを求めてくるなどの内容に不当性があるというものの両方があると思う。職員には、まずよく聞いて、説明責任を果たすように心がけるよう指導している。</p>
委員	<p>言葉の暴力というものはあるので、私は、電話は必ず録音するようにしている。ある程度自己防衛できる対策を考えないと、末端の職員が大変だと思う。</p>
事務局	<p>不当要求行為は増えているので、設備としても、防犯カメラやボイスレコーダーも活用して対応している。実際に身体に暴行が加えられた事例もあるので、警察との連携ももちろんであるが、年に数回、警察官の指導のもと受傷事故の防止訓練を実施している。</p>
委員	<p><b>資料1</b>の要望件数が多いと見たが、自治会や市議会議員からの普通の要望や質問も件数に入っているのか。</p>
事務局	<p>要望等の件数には、条例上、要望等として区分される要望、提言、提案、意見、苦情、依頼などの正当なものも含まれている。そのうち45件が不当要求、あるいはそのおそれがあるものである。</p>
委員	<p>要望等の件数が4,000件近い数である。前回の会議で、要望等については全件記録することになったが、職員の負担はどのような状況であるか。</p>
事務局	<p>全件記録化をするにあたって、委員のみなさまから極力職員の負担が少なくなるようにのご意見があったので、簡単に記入できるよう様式を定めて、負担の軽減に努めている。</p>
委員	<p>最終的には、警察への通報もあると思うが実際に通報した事例はあるのか。</p>
事務局	<p>職員倫理課に警察から出向している職員が1名いる。その者が中心となって、継続的なものや度を越したものについては、警察と連携して対応している。暴力行為で現行犯逮捕も2件あった。</p>
委員	<p>毅然と対応しないといけない。</p>

事務局	<p>補足であるが、正当な要望は、市政のために必要なものであるもので、阻害するとか抑えるというものではない。全件記録化したのは、不当要求かそうでないかの線引きが、個人によって強弱があったり、迷ったりすることがある。不当要求かどうかの判断のハードルを低くして、まず、全件を記録化する中で、きちんと拾っていかうということである。</p>
会長	<p><a href="#">資料1</a>を見ると私の経験上、要望件数が多い自治体では、どこの自治体でも似たような状況である。</p>
委員	<p>本庁は体制が整っているが、出先機関の対応を徹底しておかないといけない。職員に何かあったら大変である。特に人数の少ないところ。</p>
事務局	<p>出先には本当に人数の少ないところがあるので、対応に苦慮している。<a href="#">資料2</a>の中にもそういった所属があるが、本庁の所管課と連携を取ると共に職員倫理課の警察から出向している職員との連携や、最寄りの駐在所などのすぐに駆け付けられるところと事前に相談し連携が取れるようにしている。被害を未然に防止できるように心がけている。</p>
委員	<p>未然に危険防止して、緊急対応ができる体制を確保しておかないといけないので、気を付けていただきたい。</p>
事務局	<p>補足であるが、出先も含めて配置の必要性が高いと考える所属には、警察のOBの方を40名程度配置している。そういった者も事案があれば先頭に立って対応することになっている。女性だけの職場もあるので十分配慮していきたい。</p>
委員	<p>1・2・11番は、安富保健福祉サービスセンターに何回言っても聞いてもらえなかったのか、保健所の総務課に行ったのか。出先で駄目であったので本所に行ったということか。それとも同一人物だが内容が異なる不当要求行為なのか。</p>
事務局	<p>内容的には同じであるが、担当者では納得せず組織上の上司に面会強要を行った。</p>
委員	<p>出先ゆえに組織上の上位の者がいるのではないかということか。</p>

事務局	そうである。
会長	<p>それでは、資料3に移ります。ただいまから、会議を非公開としたいと思います。傍聴者は退室をお願いいたします。それでは、事務局より資料3について説明をお願いします。</p> <p><b>【非公開】</b></p> <p>4 連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例の運用状況は、姫路市公告式条例に基づく公告ののち、ホームページで公表する。</li><li>・ 要望等の全件記録の運用状況は、次年度以降も報告する。</li></ul> <p>5 閉会（14：55）</p>